

条件付き一般競争入札の実施について（公告）

1 入札に付する事項

| | |
|--------|----------------------------|
| 工事名 | 富山県立大学構内西側外構整備工事 |
| 工事場所 | 射水市黒河 地内 |
| 発注工種 | 建築一式工事 |
| 工事概要 | 富山県立大学射水キャンパス構内西側の外構整備工事一式 |
| 工期 | 契約を締結した日の翌日から令和5年3月15日まで |
| 予定価格 | 事後公表 |
| 調査基準価格 | 無 |

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

本入札に参加しようとする者は、次の(1)の入札参加資格を有し、かつ、(2)の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を結成しなければならない。

(1) 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の

競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。) でないこと。

(2) 共同企業体の結成に関する条件

ア 共通条件

| | |
|----------------------------|--|
| 共同企業体の構成員 (以下「構成員」という。) | 2者とし、そのうち1者を代表者とする事。 |
| 経営形態 | 共同施工方式 |
| 構成員の出資比率 | それぞれ30パーセント以上。なお、構成員の出資比率は、百分率表記上の整数の比率によるものに限る。 |
| その他 | 当該工事について、この共同企業体以外の共同企業体の構成員でないこと。 |

イ 構成員に関する条件

(ア) 代表者に関する事項

| | | |
|-------------------------|--|----------|
| 営業所の所在地 (注1) | 富山県内に主たる営業所(注1)を有すること。 | |
| 資格者名簿の 登載業種等 (注2) | 業種 | 建築一式工事 |
| | 等級 | A |
| | 総合数値 | 1,100点以上 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・富山県から富山県建設工事等指名業者選定要綱第3条第4項の規定により、相当の期間指名しないこととされた者にあつては、入札参加資格の確認の申請の期限の日(以下「申請期限日」という。)が、当該相当の期間に含まれていないこと。・入札参加資格の確認の申請の日までに、この工事に専任で配置するため、3箇月以上の継続的な雇用関係にある建築工事に係る監理技術者又は主任技術者を確保できること。 | |

(イ) 構成員(代表者を除く。)に関する事項

| | |
|-----------------|--|
| 営業所の所在地 (注1) | 富山県西部(高岡土木センター(氷見土木事務所及び小矢部土木事務所を含む。)管内又は砺波土木センター管内)の区域内に主たる営業所(注1)を有すること。 |
|-----------------|--|

| | | |
|-------------------------|--|--------|
| 資格者名簿の 登載業種等 (注2) | 業種 | 建築一式工事 |
| | 等級 | A |
| | 総合数値 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・富山県から富山県建設工事等指名業者選定要綱第3条第4項の規定により、相当の期間指名しないこととされた者にあつては、申請期限日が当該相当の期間に含まれていないこと。 ・入札参加資格の確認の申請の日までに、この工事に専任で配置するため、3箇月以上の継続的な雇用関係にある建築工事に係る主任技術者を確保できること。 | |

(注)

- 1 営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する営業所をいう。また、主たる営業所とは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の3第1項第2号に規定する主たる営業所をいう。
- 2 富山県における令和3・4年度建設工事競争入札参加資格者名簿をいう。

(3) 申請書及び添付書類の提出

ア 入札に参加を希望する共同企業体は、次に掲げる書類を提出すること。

- (ア) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (イ) 入札参加資格確認書（様式第2号）（構成員ごと）
- (ウ) 配置予定の技術者（様式第3号）
- (エ) 使用印鑑届書（様式第4号）
- (オ) 委任状（様式第5号）
- (カ) 配置予定の技術者の有する資格を証明する書類（合格証、免許証等の写し）
- (キ) 共同企業体協定書の写し（共同企業体の名称に、工事名を含めること。）

イ 申請書等の様式は、公立大学法人富山県立大学ホームページからダウンロードし、必要事項を記入すること。

ウ 提出期間

15に定める期間

エ 提出方法

書留郵便等発送の記録が残る方法による郵送（提出期間の締切日までに必着）又は持参とし、電送によるものは受け付けない。

オ 提出場所

16(7)に定める場所

3 公告に関する質問等

(1) 公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送（受付期間の締切日までに必着）又は口頭により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間

15 に定める期間

イ 受付場所

16(7)に定める場所

(2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を公立大学法人富山県立大学ホームページに掲載し、公表する。

4 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、15 に定める期間までに文書により通知する。

5 入札参加資格がないとされた者の理由の説明の要求

(1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間

15 に定める期間

イ 受付場所

16(7)に定める場所

(3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、15 に定める日までに文書により行うものとする。

6 設計図書等の配付及び質問等

(1) 15 に定める日から設計図書等を公立大学法人富山県立大学ホームページに掲載し、配付するものとする。

(2) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間

15 に定める期間

イ 受付場所

16(7)に定める場所

(3) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。

(4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を公立大学法人富山県立大学ホームページに掲載し、公表する。

7 入札の日時及び場所

(1) 入札の日時

15 に定める日時

(2) 入札の場所

富山県立大学射水キャンパス合同棟 2 階 L-205 会議室
(〒939-0398 射水市黒河 5180 番地)

8 入札の方法等

(1) 入札は、出場入札により行うものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 代理人が入札する場合は、入札書と併せて共同企業体の代表者の押印のある委任状を提出しなければならない。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をする。再度の入札の回数は、1 回とする。

(5) 当該工事は富山県から補助金を受けて施行する。入札の日までに、富山県から補助金の交付決定がない場合は、入札を延期又は中止することがある。

9 工事費内訳書等の提出

(1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。

(2) 工事費内訳書の様式は、公立大学法人富山県立大学ホームページからダウンロードし、作成すること。

(3) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。

10 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

11 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札

(2) 入札心得（予定価格を事前公表しないもの）第 6 条各号のいずれかに該当する入札

(3) 2 の(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

12 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。

13 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格を事前公表しないもの）第10条の規定による。

14 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる場合は、専任配置が可能で、かつ、受注者と3箇月以上の継続的な雇用関係にあるか否かの確認を行う。
- (3)(1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

15 入札手続き及び日程

| 入札手続き | 期間（注1） | 方法 |
|-------------------------|----------------------------------|---|
| 入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出 | 令和4年6月3日（金）から 令和4年6月17日（金）まで | 16(7)の担当部署に書類を持参 又は郵送 |
| 公告に関する質問 | 令和4年6月3日（金）から 令和4年6月22日（水）まで | 16(7)の担当部署に書類を持参 若しくは郵送又は口頭による （注2） |
| 設計図書等の配付 | 令和4年6月3日（金）から | 公立大学法人富山県立大学ホ ームページからダウンロード |
| 現場説明会 | ありません。 | |
| 入札参加資格の確認の通知 | 令和4年6月20日（月）まで | 文書を郵送又はファクシミリ |
| 入札参加資格がないとされた者の理由の説明の要求 | 令和4年6月21日（火）から 令和4年6月23日（木）まで | 16(7)の担当部署に書類を持参 |
| 理由の説明の要求に対する回答 | 令和4年6月23日（木）まで | 文書を郵送又はファクシミリ |
| 設計図書等に関する質問 （注3） | 令和4年6月3日（金）から 令和4年6月22日（水）まで | 16(7)の担当部署に書類を持参 又は郵送 |
| 入札 | 令和4年6月24日（金） 午前10時より | 出場入札 |

(注)

- 1 持参又は郵送により提出する書類は、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）に担当部署に必着すること。
- 2 口頭により質問する場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）に担当部署に行くこと。
- 3 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を公立大学法人富山県立大学ホームページに掲載する。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)その他の法令、公立大学法人富山県立大学会計規程、公立大学法人富山県立大学契約事務取扱細則及び入札心得の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類(以下「申請書等」という。)の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、3の公告に関する質問等及び6の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
- (7) 入札手続きに係る提出及び受付場所は、担当部署である公立大学法人富山県立大学事務局経営企画課財務係（〒939-0398 射水市黒河 5180 番地 TEL:0766-56-7500（内線1217））とする。

その他不明な点についても、この担当部署に問い合わせること。